

定款認証の合理化について (個別論点③ 原始定款の保存)

平成29年12月
内閣官房
日本経済再生総合事務局

I. 認証で実施される行為を必須とする合理性があるか。

① 真意の確認および犯罪の心理的な抑止

② 真正性の確認

③ 原始定款の保存

④ 適法性の確認

II. 認証で実施される行為の主体を公証人に限定する
合理性があるか。

III. 認証を不要化する場合・条件を特定できないか。

現在の定款の取り扱いの仕組み

- 電子定款の場合、発起人またはその代理人は、自らの電子署名を付した電子定款に係る情報を、登記供託オンライン申請システムを経由して送信する。
 - 認証の際、発起人またはその代理人が公証人役場に出頭し、認証を受けている。
- 認証を受けた有効な定款原本を公証人において20年間保存し、原始定款を確実に確認できるとされており、定款が発起人によって故意に隠匿される等による紛争を防止している。

原本の取り扱い

面前において記名押印・本人であることを自認させたうえで、

◆ 紙申請の場合

認証を受けた原本を公証人が保存する。… 1 通は発起人または代理人に還付される。

◆ 電子申請の場合

認証を受けた電子定款の同一性を確認するに足りる情報（ハッシュ関数により変換された情報）を公証人が保存する。

…発起人または代理人の請求があれば当該電子定款と同一の情報の提供またはその内容を証する書面の交付を請求できる。

論点

- そもそも、真意の確認のような内容に関する認証行為と、原始定款を確実に確認できるという保存行為は分けて考えるべきであり、これを前提とした議論が必要。
 - 保存行為自体は発起人と公証人のやりとり（面前確認を含む）を必須とする合理性は無く、何らかの信頼できる機関において原始定款の作成を確実に証明できればよい。

（事務局提案）登記時に登記所に提出される定款謄本の保存ではなぜ不足か。

（法務省ご回答）謄本は、あくまで原本があったことを示す写しであり、原本とは異なる文書であるため、謄本自体の真正や記載内容の信用性が問題になり得るから、謄本があれば原本が不要ということにはならない。また、登記所における謄本の保存期間は5年である。

論点の深堀り

- ✓ 定款の特に電子定款の場合、公証人が保存する情報と、発起人または代理人が請求できる情報を異なるものとして区別する意味があるか。それが改変不可能であることが確保されていれば、内容に質的な違いがあるか。
 - 登記申請時に添付され、登記所に提出される電子定款の情報については、その内容は問題になりえないのではないか。（このとき保存期間が問題になるのであれば、登記所における保存期間を再検討すればよいのではないか。）
- 電子定款において保存される情報
 - 公証人 … 電子定款の同一性を確認するに足りる情報 を保存
 - 発起人・代理人 … 保存された情報と同一の情報 を請求可能（登記申請時に登記所に提出）
- 定款の保存期間
 - 公証人：20年間、登記所：5年間

いずれも、
電子定款について同一の
内容を確認できる情報

I. 認証で実施される行為を必須とする合理性があるか。

① 真意の確認および犯罪の心理的な抑止

② 真正性の確認

③ 原始定款の保存

④ 適法性の確認

II. 認証で実施される行為の主体を公証人に限定する
合理性があるか。

III. 認証を不要化する場合・条件を特定できないか。

論点と今後の取り扱い

- 適法性の確認については、モデル定款の採用がその代替手法として考えられるが、以下の論点について、議論が継続している。
 - ①モデル定款作成の実現可能性
 - ②モデル定款に特別な地位を与えることの是非

適法性の確認・適法性が担保されたモデル定款の作成に関する論点については、年明けの検討会において具体例を示しつつ、課題があれば今後解決すべき点を個別具体的に明らかにし、議論を深掘りすることとしたい。



ただし、①②いずれの論点についても
“会社法上の選択肢が多数ある中で、どれをモデル定款における選択肢として絞り込むか、
絞り込むことが適当か”
という内容の設計に関する論点である。

なお、定款の内容に関し、発起人と公証人の間の同時性・相互性のある確認行為が必要か否かという議論とは無関係。